

## b 生息(育)環境

### ①地形、地下水等の状況

#### i 地形

調査地域及びその周辺における地形の状況は、図 10.7-3 に示すとおりです。

調査地域は、丘陵地の谷戸に位置する湿地です。湿地周りの地形は、主に落葉広葉樹林から成る斜面地形が北東から南西にかけて形成されており、北側から西側にかけての範囲には住宅地や農地として利用されている比較的平坦な地形となっています。湿地の標高は周辺より低くなっているため、地形の標高に基づき集水域を設定すると、湿地を囲むような形となります。

#### ii 地下水等

調査地域及びその周辺における集水域と流入・流出等の状況は、図 10.7-3 に示すとおりです。

【A案】(既定都市計画案)の計画路線は、調査地域である湿地の真下をトンネルで通過しています。【B案】(南側変更案)の計画路線は、この湿地から南側へ約40m以上離れた位置の地下をトンネルで通過します。

湿地の水環境は、主に共同井戸からの流入と湿地周辺からの湧水により支えられています。

湿地の南西には自噴井戸である共同井戸があり、そこからの地下水は雨水管(暗渠)を自然流下して湿地に常時流入しています。また、湿地周辺には湧水が5箇所確認されており、井戸以外にも一定量の湧水が湿地に流入し、湿地の維持に寄与しています。

湿地に流入した水は、緩やかに北東方向へ流下し、湿地北東部の2箇所から暗渠により湿地外へ流出しています。

共同井戸や湿地周辺の湧水は、集水域に降った雨が浅い地層(盛土・埋土層、沖積層、新期ローム層)に浸透し、その下位に分布する難透水性の古期ローム層の上に集積流下した地下水が湧出しているものと考えられます(「10.6 水循環」316ページ参照)。

また、湿地周辺の地下水位は、出店層の調査箇所(W2(Ddg1)、W3(Ddg1))において、A.P.135m前後を推移しており、湿地レベル(約A.P.133m)よりも高い水位が確認されています(図10.6-2(1)(311ページ)、図10.4-4(276ページ)参照)。

なお、地下水の水質分析の結果、トンネルが主に通過する稲城層と、その上位に分布する出店層の地下水は直接的には連動していないと考えられます。(図10.6-7(318ページ)参照)

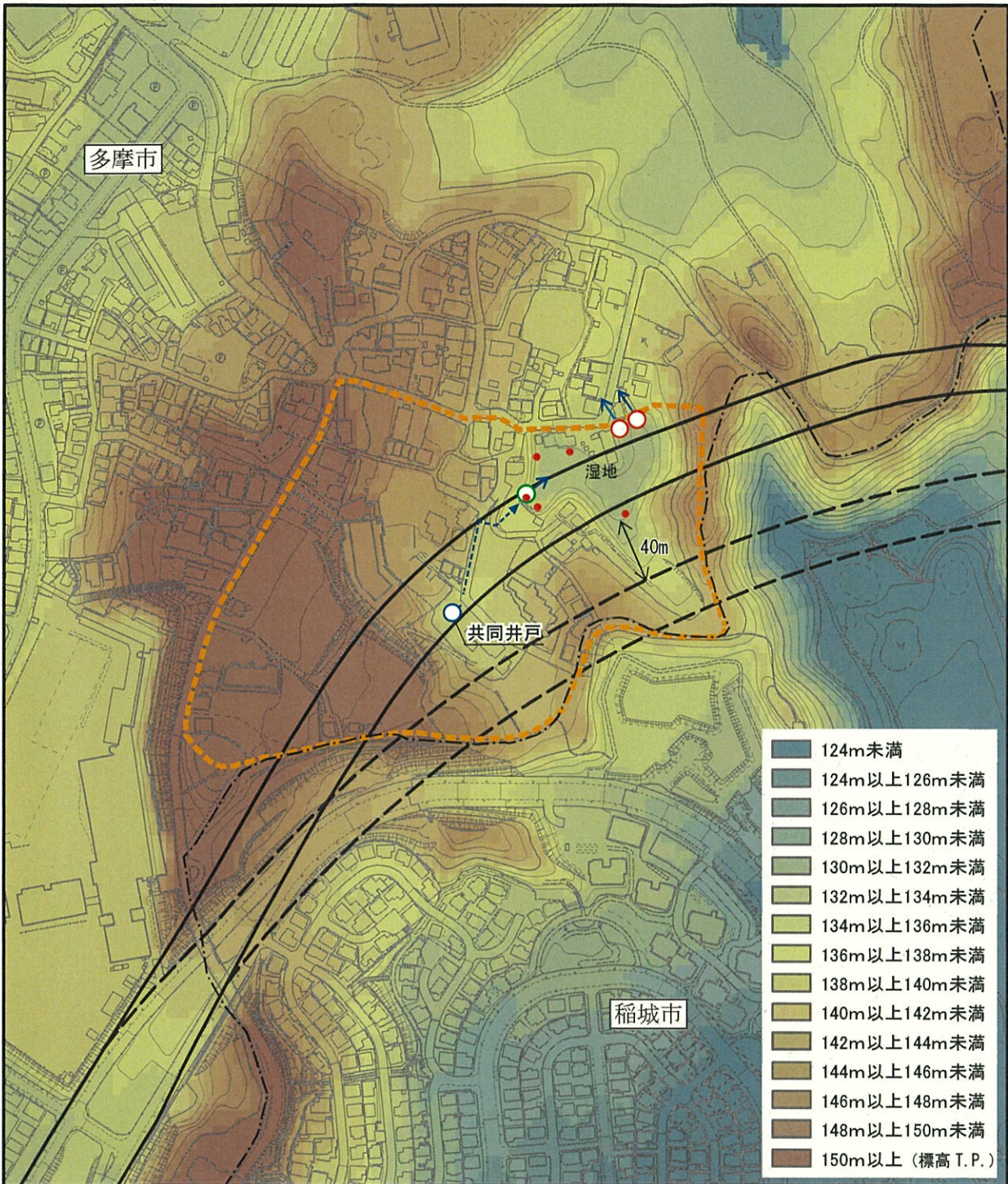


図10.7-3 湿地の集水域と流入・流出状況

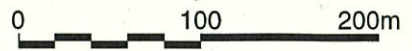
凡 例

- 計画道路  
(トンネル構造 (A案 既定都市計画案))
- 計画道路  
(トンネル構造 (B案 南側変更案))
- 市界

- 湿地からの流出地点
- 共同井戸からの流入地点
- 湿地周辺の湧水箇所
- 共同井戸
- 流入・流出の方向
- 雨水地下排水ルート
- 湿地の集水域



1:4,000



資料：国土基盤地図情報 (国土地理院)

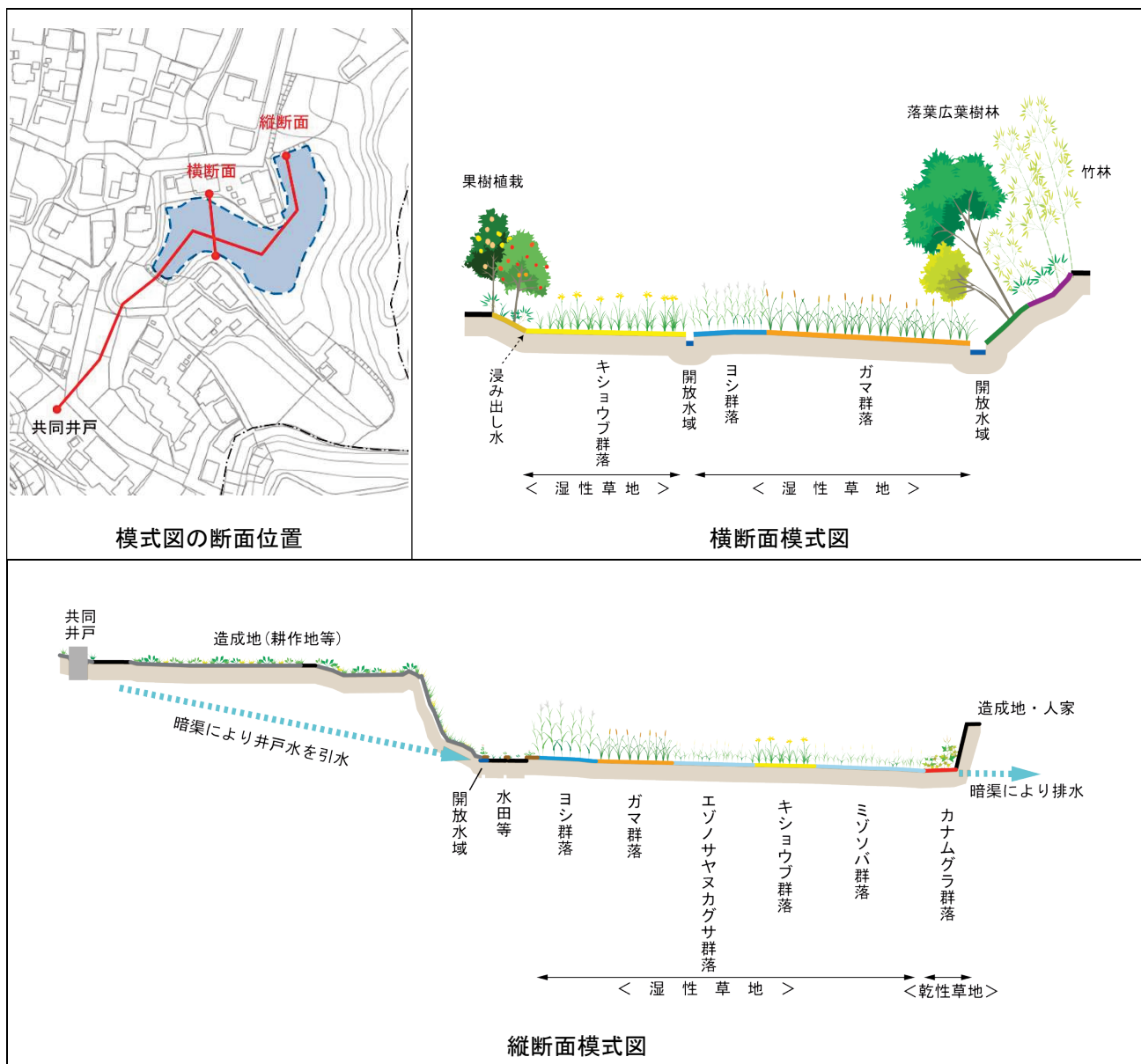


## ②植物群落の構造的特徴

植物群落の構造的特徴は図 10.7-4 に示すとおりです。

横断面模式図に示すとおり、湿地の底面は開放水域と斜面からの湧水（浸み出し水）により湿潤な環境となっており、キシノウブ群落、ガマ群落などの湿性草地在り分布しています。湿地を取り囲む斜面には落葉広葉樹林や竹林などが形成されています。

また、縦断面模式図に示すとおり、湿地には共同井戸からの流入（暗渠による引水）により水が供給されており、ヨシ群落、ガマ群落、エゾノサヤヌカグサ群落などの湿性草地在り開放水域を流下した水が、湿地最下流部で暗渠により排水されています。



資料：「平成 25 年度多摩連光寺自然環境調査委託報告書」（平成 26 年 3 月 東京都環境局）

図 10.7-4 植物群落の構造的特徴

## c 法令による基準等

調査地域において法令による規制等に係る区域は、図 10.7-5 に示すとおりです。

### ①文化財保護法に基づく指定状況

調査地域には、文化財保護法に基づく天然記念物及び特別天然記念物の指定場所はありません。

### ②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく指定状況

調査地域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地保護区の指定はありません。

### ③自然環境保全法に基づく指定状況

調査地域には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域の指定はありません。

### ④自然公園法に基づく指定状況

調査地域には、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく国立公園及び国定公園の指定はありませんが、調査地域は東京都自然公園条例（平成 14 年東京都条例第 95 号）に基づく「都立多摩丘陵自然公園」の普通地域に含まれます。

### ⑤都市緑地法に基づく指定状況

調査地域には、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区の指定はありません。

### ⑥東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく指定状況

調査地域は、自然保護条例に基づく保全地域である「連光寺・若葉台里山保全地域」の指定地域内に位置し、「野生動植物保護地区」に設定されています。



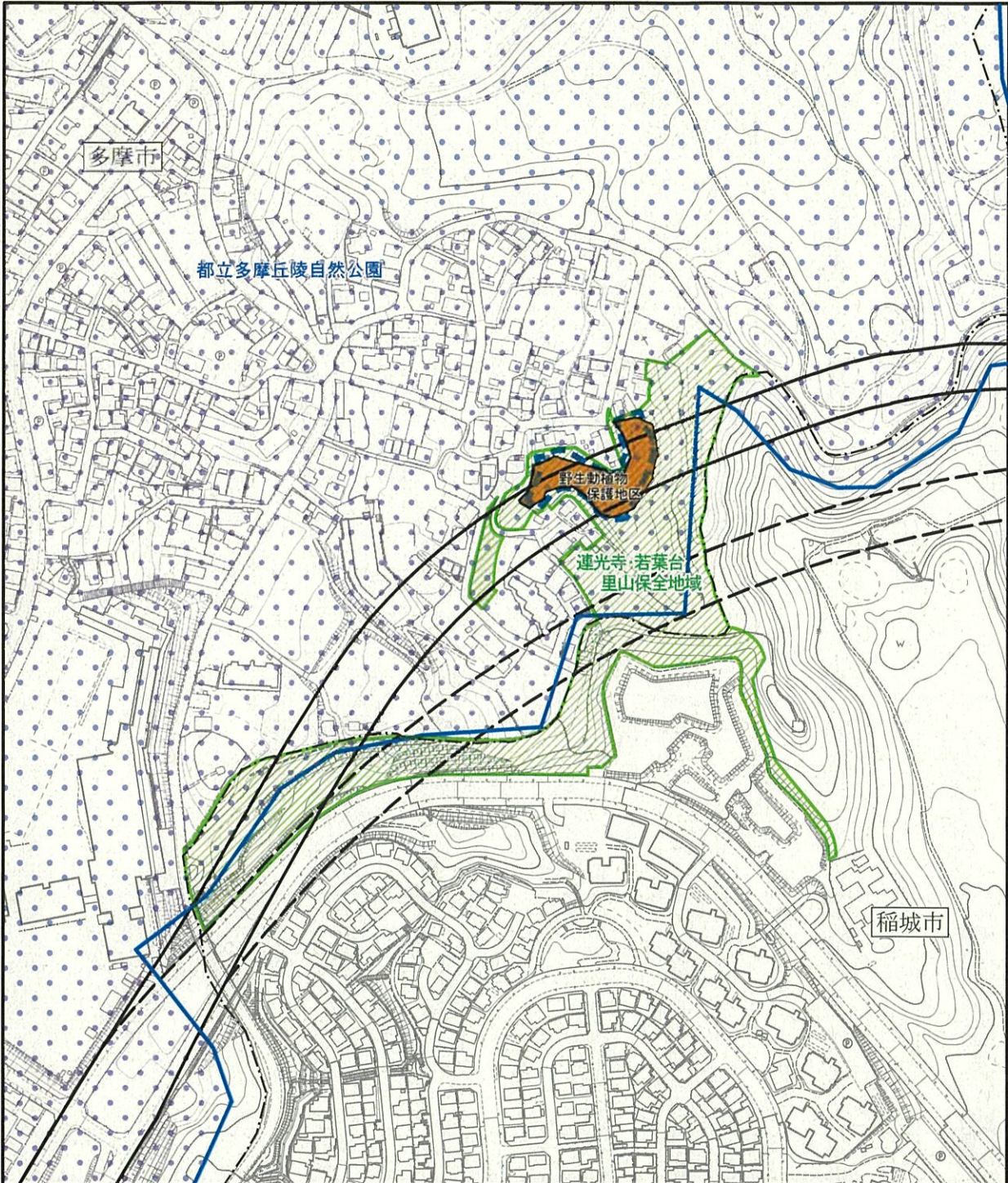


図10.7-5 法令による基準等に係る区域の位置図

凡 例

計画道路

- 計画道路 (トンネル構造 (A案 既定都市計画案))
- 計画道路 (トンネル構造 (B案 南側変更案))

その他

- 市界
- 調査地域

法令による基準等に係る区域

- 都立多摩丘陵自然公園 (東京都自然公園条例)
- ▨ 連光寺・若葉台里山保全地域 (東京における自然の保護と回復に関する条例)
- 野生動植物保護地区 (連光寺・若葉台里山保全地域内)



1:4,000

0 100 200m